

★.....★

いばらき消費生活 メールマガジン

★.....★

2023年9月22日202号

■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■

●はい！相談室です

中古車の購入、売却に関する相談が増えています

■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■

●はい！相談室です

(1) 中古車購入のトラブル

【相談事例】

中古車販売店に出向き、気に入った中古車があったので、現金で購入することにして注文書を交わした。その後、納車の直前になって転勤が決まったため中古車が不要になった。販売店に電話でキャンセルを伝えたところ、「名義変更済であるため契約は成立している。キャンセルには応じられない。」と言われた。キャンセルはできないのか。注文書には「中販連監修」と書かれている。(中販連＝一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会)

【アドバイス】

いったん契約が成立すると一方的にキャンセルをすることはできません。まずは注文書で契約の成立時期を確認して下さい。「中販連監修」の注文書の約款では、現金で購入する場合の契約の成立の時期は、「①登録、注文者の指定する者に使用名義人の登録がなされた日、②注文者の依頼により改造、架装、修理に着手した日、③車両を引き渡した日、のいずれか早い日」とされています。

相談事例の場合は、登録（名義変更）が済んでいることから契約が成立しています。販売店に契約違反行為がなく、当事者間であらかじめ定めていた条件等がない場合は話し合いによる解決を検討することになります。販売店がキャンセルに応じる場合は、購入者に対してキャンセル料を提示されることが一般的です。キャンセル料を請求された際は、その金額が合理的な額であるかを確認するために内訳を求めましょう。販売店がキャンセルに応じない場合は、互いに契約通りに履行しなければならなくなるので、契約は慎重に行いましょう。

(2) 中古車売却のトラブル

【相談事例】

中古車を買取ってもらおうと思い、インターネットの一括査定サイトで査定を頼んだ。すぐに5社から連絡があり、そのうちの1社が自宅に査定に来た。車を見てもらい、「15万円で買い取る。」と言われた。他社の査定も受けたいと伝えたところ、「今日契約するのであれば特別に50万円で買い取る。」と言われ、50万円で買い取ってもらえるのであればよいと思い、契約をした。翌日、他社の査定を受けたところ、70万円で買い取ると言われたので、最初の業者に解約を申し出たところ違約金の支払いを求められた。違約金を支払わなければならないのだろうか。

【アドバイス】

車の売却は特定商取引法のクーリング・オフ制度の適用はありません。業者から、「今契約するのなら、高く買い取る。」などと言われて契約を急がされても、査定の中では契約せず、いったん冷静に考えましょう。

複数の業者に査定額を出してもらい、出そろった時点で比較検討することが大切です。

強引に売却を迫る業者に対しては、査定の依頼であることや他店の査定額と比較することを伝え

て、きっぱりと断りましょう。

いったん契約をすると、原則として契約の内容に拘束されるので契約前にしっかりと内容を確認しましょう。特に、キャンセル条項については、キャンセル料がいつから発生するのか、キャンセル料の金額はいくらなのか等を理解したうえで契約することが大切です。必ず契約書に目を通しましょう。

契約で困ったときは一人で悩まず、できるだけ早く消費生活センターに相談しましょう。

○消費生活相談

消費者ホットライン「(局番なし) 188」番

お近くの消費生活相談窓口または国民生活センターにつながります。相談できる曜日・時間帯はお住いの地域の相談窓口によって異なります。

○JPUC 車売却消費者相談室

車買取の事業者団体である一般社団法人日本自動車購入協会 (JPUC) には、車の売却に関する専門の消費者相談窓口が設置されており、不安に思った場合やトラブルになった場合に相談することができます (無料)。

電話番号 0120-93-4595

受付時間 平日 9:00-17:00

ホームページ <https://www.jpuc.or.jp/>

<参考資料>

○国民生活センター 発表情報

- ・増加する中古自動車の売却トラブルー強引な勧誘やキャンセル妨害もー

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20230322_1.html

○一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会

中古車なんでも相談 中古自動車売買に関する基礎知識

<https://www.jucda.or.jp/soudan/kisochishiki/>

.....

「困ったな」「おかしいな?」と思ったら、すぐに消費生活センターなどに相談しましょう。商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど専門の相談員が受け付け、公正な立場でトラブル解決のための助言、あっせん(消費者が当事者として事業者と交渉するための手助け)、情報提供などを行います。

◇ご相談はこちらへ

消費者ホットライン: 188 (全国共通・局番なし3桁) 番で、お近くの消費生活相談窓口、又は国民生活センターへつながります。

日曜日もご相談できます。(年末年始除く)

.....

※当メールマガジンの配信を停止したい場合は、ホームページ「いばらき消費生活なび」より配信停止の手続きを行ってください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/navi/project/mail-magazine.html>

このメールに心当たりのない場合やご不明な点がある場合は、お手数ですが

[mail:syose@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:syose@pref.ibaraki.lg.jp) までご連絡ください。



【お問合せ先】

発行・編集 茨城県消費生活センター

〒310-0802 茨城県水戸市柵町1丁目3番1号

TEL : 029-224-4722

FAX : 029-226-9156

